お客様に安心して当社の機械をご使用して戴く為に！

当社では、お客様が当社のレンタル・リース機械（対象物件）を使用、管理中に起きた偶発な事故によって、当社の対象機械が損害を受けた場合、損害を補償する制度を導入しています。

《対象物件》

お客様が、当社所有の建設機械を貸借する際、保証制度に加入し、補償料をお支払い戴いた物件に対してのみ、補償の効力があります。

《補償制度免責規定》

当社はお客様に対して次の各号に掲げる損害については補償できません。

1. 被補償者の故意または法令違反によって生じた損害
2. 地震・噴火・台風・洪水等の天災による損害
3. 戦争・暴動・労働争議によって生じた損害
4. 核燃料物質によって汚染された物の放射性爆発、その他有害な特性に起因する事故、及び放射線照射または放射能汚染によって生じた損害
5. 詐欺・横領・紛失・置忘れ等重過失による損害
6. 始業前点検を怠った使用による事故（オイル・冷却水・安全装置のチェック漏れ等）
7. 作業で当然考えられる処置を取らず引き起こされた損害（生コン、アスファルト、モルタル、塗装の付着）
8. 使用による消耗・摩耗・変質等による損害または消耗品に該当するものの損害

（キャタピラー・ベルト・ワイヤー・チェーン・バケットの爪・エアホース等）

9. 電気的・機械的事故による損害（エンジン・モーターの焼付き等）
10. 本来の使用方法以外の使用による損害
11. 事故報告が遅延した場合（当社や警察に）
12. 公道走行中の事故
13. 損害が確認できない事故（修理完了後の事故報告等）
14. 被害者と加害者が利益を共有する関係の場合
15. 警察に届け出がない、または警察に受理されない、または不適当な管理状況での（鍵を付けたままでの放置等）盗難による損害
16. 破損・故障による人件費・工賃代や材料費損害（間接損害）
17. 当補償制度は不意の事故を救済する為の物であり、当然事故が予想される無謀運転に備えるものではなく

    次の場合には当補償制度は適用されません

イ） 被補償者及びその承諾を得た者以外の運転者が運転中の事故

ロ） 無資格・無免許・酒酔い・麻薬等による事故

ハ） 所轄警察者への事故の届け出がなかった場合

ニ） 相手方に対し損害の賠償を求めるべき求償事故の場合

18. その他、損害保険会社の定める規定に準じます。

《その他》

1. 事故機械の修理期間中の休業補償はお客様の負担となります。
2. お客様が独自に損害保険会社に加入している場合、事故発生時はお客様の損害保険を優先して適用するものとします。
3. トラック（クレーン付）のクレーン本体には補償は適用されません。
4. 事故現場からの事故機械の引き上げにかかわる運搬費・クレーン代はお客様の負担になります。

＊補償料等に関しては担当営業までお問い合わせください。